

この補助金は、県内で外国人材を受け入れている中小事業者等又は監理団体等が、外国人材の日本語能力向上のために行う研修等の経費を補助することにより、外国人材の受入れ・活躍促進を支援することを目的とするものです。

## 1 対象事業

### 外国人材の日本語能力向上に寄与すると認められる事業

- 例)
- ・日本語講師を企業や周辺施設に招き、外国人材向け日本語講座を実施する。
  - ・外国人材に書籍やアプリなどの日本語学習教材等を提供し、担当者が学習補助を行う。
  - ・外国人材が地域の日本語教室に通学する。
  - ・外国人向けのオンラインや通信課程の日本語学習講座を提供する。
  - ・日本語指導者養成研修に担当者が参加し、外国人材への日本語指導に生かす。

※上記以外にも、外国人材の日本語能力向上に寄与すると認められる事業であれば、補助対象とします。お気軽にお問い合わせください。

## 2 補助対象者

- ◆ **中小事業者等**（県内に本社若しくは主たる事務所を有し、次のいずれにも該当する法人又は県内に住所を有する個人事業主 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。）
- ◆ **監理団体等**（県内に住所を置く監理団体、登録支援機関、中小事業者等を主な構成員とする法人）

## 3 補助内容

- ◆ **補助金額** **補助率2分の1以内**、1事業実施主体につき**上限20万円**
- ◆ **補助対象期間** 交付決定日（**令和6年7月1日（月）**予定）～令和7年2月28日（金）
- ◆ **補助対象経費** 講師謝金、日本語教室等の受講料、教材費（アプリ利用料等を含む）、日本語指導者養成のための職員の研修参加費 など  
※ただし、**上記補助対象期間内に支払いを完了した経費**に限ります。  
また、補助事業に要したことが明確に区分できない経費は対象外です。

## 4 申請方法

- ◆ **申請**  
「交付申請書（様式第1号）」に、交付要綱第5条に規定する書類等を添えて、申請期限までに下記の提出先までご送付ください。  
◇ **申請期限：令和6年6月21日（金）【必着】**
- ◆ **交付決定**  
補助金は予算の範囲内で交付します。募集期間中で予算額を超える申請があった場合、補助要件を満たした申請であっても、補助対象外となることがあります。

※その他詳細は、裏面及び県HP（ページID：41387）に掲載する**交付要綱**や**Q & A**等をご確認ください。

## 5 提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県商工労働部労働政策課 雇用対策グループ 担当者：久保  
電話：087-832-3368（直通）  
受付時間：8:30～17:15（土曜、日曜、祝日を除きます。）



# （ご参考） 交付申請～補助金交付までの流れ

## 1 交付申請（令和6年6月21日（金）締切）

「交付申請書（様式第1号）」に、交付要綱第5条に規定する書類を添付してご提出ください。

## 2 県による交付決定（令和6年7月1日（月）予定）

審査の結果、交付決定となれば、県から交付決定通知書をお送りします。補助対象経費は、交付決定日から令和7年2月28日（金）までに支払いが完了した費用ですので、ご注意ください。

## 3 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施してください。可能な範囲で、実施状況が分かるよう写真撮影等による記録を行ってください。

## 4 実績報告（事業完了日から起算して30日を経過した日または令和7年3月10日（月）のいずれか早い日まで）

「補助事業実績報告書（様式第5号）」に、交付要綱第10条に規定する書類を添付してご提出ください。（事業の実施状況が分かる資料として、写真や講義資料等を添付）

## 5 県による交付額の確定

実績報告の内容を審査の上、補助金の額を算定し、県から額の確定通知書をお送りします。

## 6 補助金の請求

「補助金交付請求書（様式第6号）」により県へご請求ください（5の確定通知書に記載された額）。後日、支払予定日をお知らせします。

※ご不明点はお気軽にお問い合わせください。